

# 福祉都市委員会資料 参考資料

## ○ 請 願 審 査

6年請願第2号

市民会館跡地の公園整備について

|     |   |     |
|-----|---|-----|
| 1.  | 令和2年度第1回 福岡市都市計画審議会 議案・議案参考資料<br>【都市計画公園の変更（須崎公園）】  | 1   |
| 2.  | 3年請願第15号「須崎公園2期工事において住民説明会を開催し、<br>土と緑を生かした公園づくりを実施することについて                               | 14  |
| 3.  | 令和4年5月16日 福祉都市委員会資料（請願審査）<br>3年請願第15号「須崎公園2期工事において住民説明会を開催し、<br>土と緑を生かした公園づくりを実施することについて」 | 17  |
| 4.  | 3年請願第17号「須崎公園より移植された樹木の管理及び時代に<br>合った新・緑の基本計画の作成について                                      | 23  |
| 5.  | 令和4年5月16日 福祉都市委員会資料（請願審査）<br>3年請願第17号「須崎公園より移植された樹木の管理及び時代に<br>合った新・緑の基本計画の作成について」        | 27  |
| 6.  | 令和5年2月議会 福祉都市委員会 報告資料<br>【福岡市拠点文化施設及び須崎公園再整備事業について】                                       | 32  |
| 7.  | 須崎公園協議会規約   | 39  |
| 8.  | 令和4年2月議会 福祉都市委員会 報告資料<br>【「福岡市新・緑の基本計画」の実績報告と改定について】                                      | 40  |
| 9.  | 令和5年6月議会 福祉都市委員会 報告資料<br>【緑の基本計画の改定について】  | 49  |
| 10. | 令和5年12月議会 福祉都市委員会 報告資料<br>【緑の基本計画の改定について】   | 57  |
| 11. | 須崎公園の再整備イメージ  | 61  |
| 12. | 令和4年度 緑の現況調査結果  | 63  |
| 13. | 都市緑地法の改正  | 115 |

令和 6年 8月 29日

住宅都市局



令和2年度第1回（第174回）

福岡市都市計画審議会

議 案

令和2年6月1日（月）

天神スカイホール（メインホール）

| 議案番号 | 件名                       | 頁  |
|------|--------------------------|----|
| 1    | 福岡広域都市計画道路の変更（市決定）       | 1  |
| 2    | 福岡広域都市計画道路の変更に係る環境影響評価書  | 9  |
| 3    | 福岡広域都市計画用途地域の変更（市決定）     | 10 |
| 4    | 福岡広域都市計画公園の変更（市決定）       | 17 |
| 5    | 福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定（市決定） | 27 |

# 議案第4号

## 福岡広域都市計画公園の変更(市決定)

1. 都市計画公園3・3・114号箱崎中央公園を次のように追加する。

| 種別   | 名称       |        | 位置             | 面積     | 備考              |
|------|----------|--------|----------------|--------|-----------------|
|      | 番号       | 公園名    |                |        |                 |
| 近隣公園 | 3・3・114号 | 箱崎中央公園 | 福岡市東区<br>箱崎六丁目 | 約1.0ha | (主な施設)<br>園路広場等 |

「区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画公園3・3・3号貝塚公園及び都市計画公園3・3・41号須崎公園を次のように変更する。

| 種別   | 名称      |      | 位置              | 面積     | 備考              |
|------|---------|------|-----------------|--------|-----------------|
|      | 番号      | 公園名  |                 |        |                 |
| 近隣公園 | 3・3・3号  | 貝塚公園 | 福岡市東区<br>箱崎七丁目  | 約3.3ha | (主な施設)<br>園路広場等 |
| 近隣公園 | 3・3・41号 | 須崎公園 | 福岡市中央区<br>天神五丁目 | 約3.3ha | (主な施設)<br>園路広場等 |

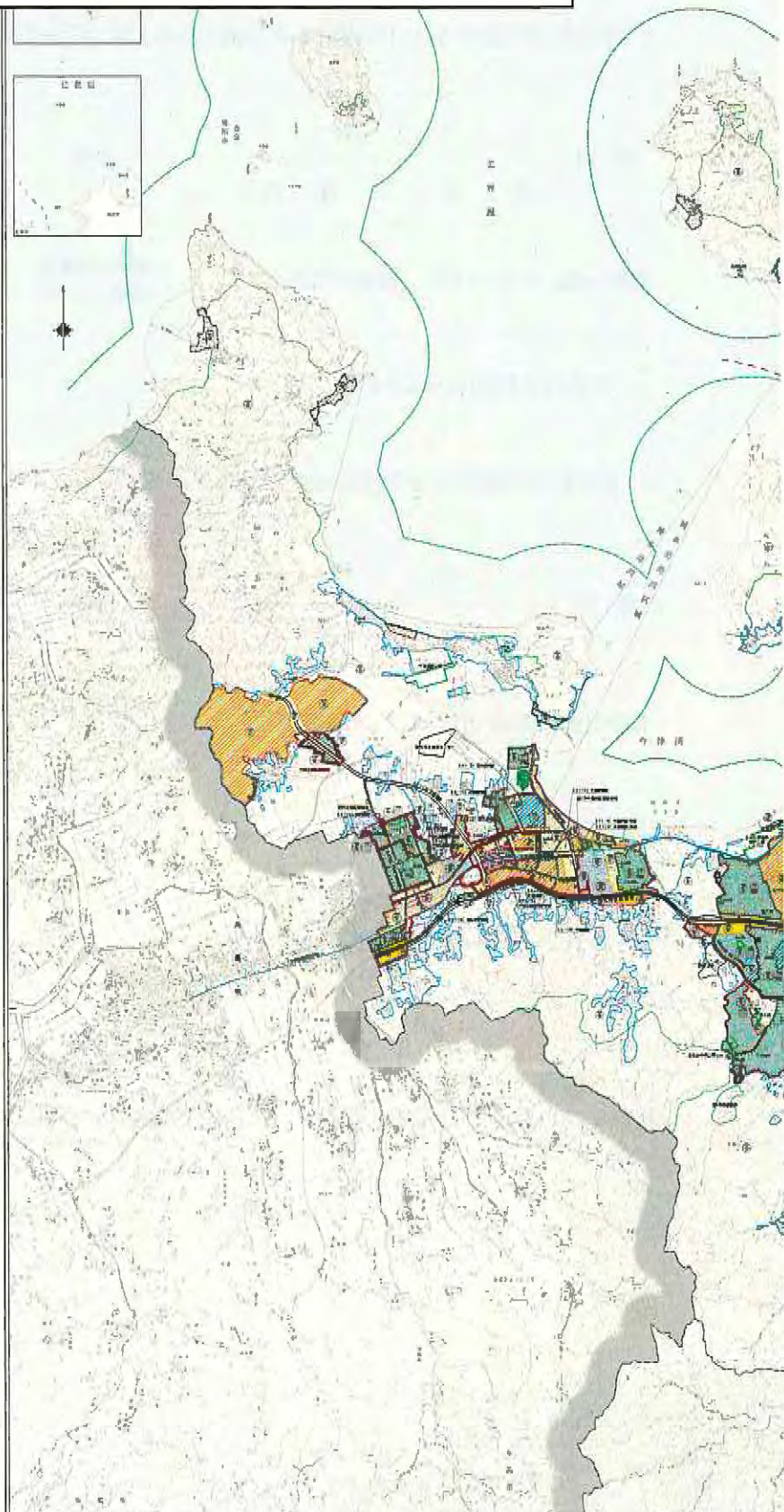
「区域は計画図表示のとおり」

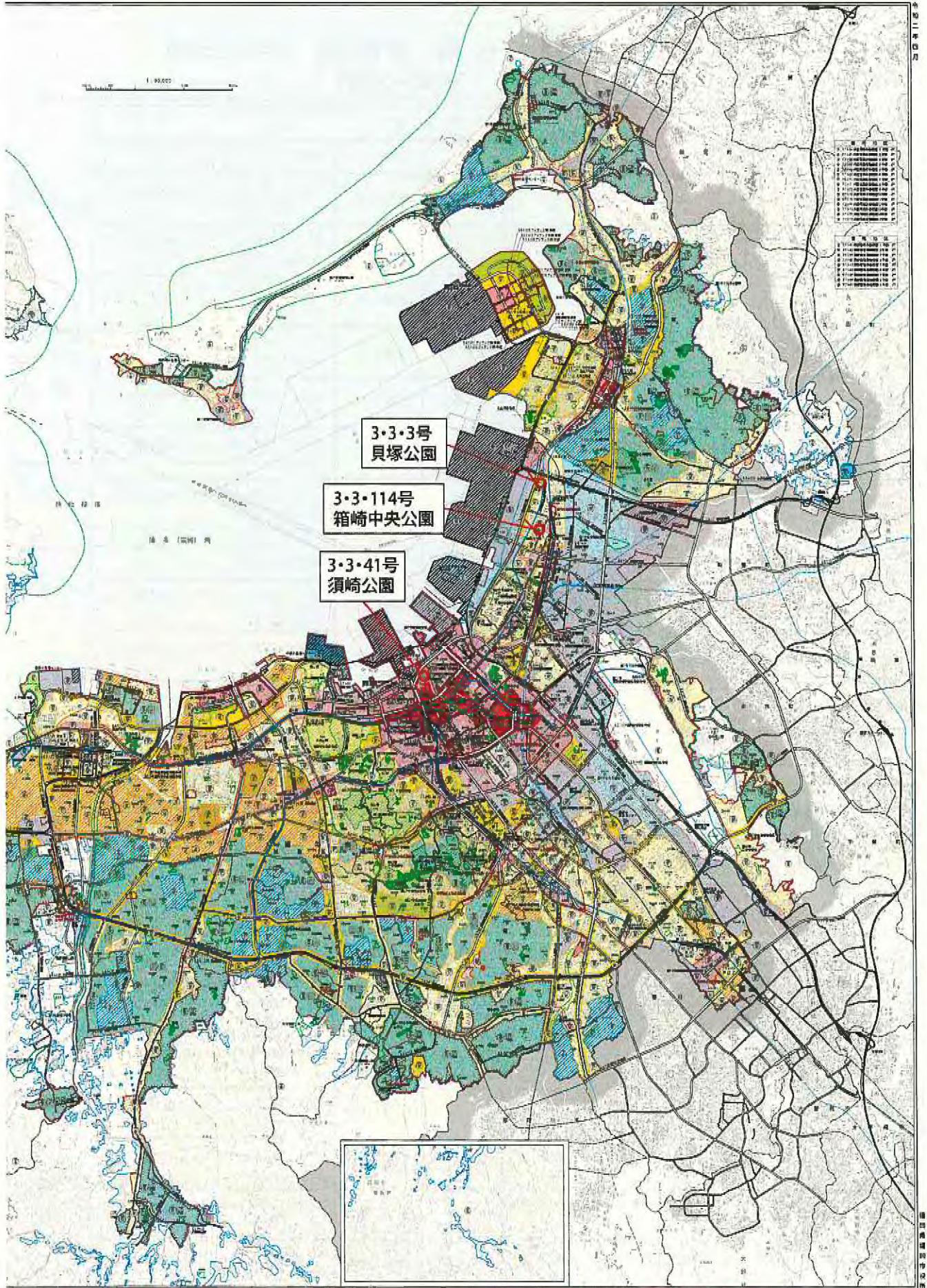
### 理由

都市施設として公園を適正に配置し、より良好な整備を図るため、本案のとおり変更するものである。

# 福岡広域都市計画公園の変更(市決定)

| 凡 例 Legend |   |
|------------|---|
|            | 市街化区域および市街化調整区域界<br>Urbanized Area and Urbanization Control Area  |
|            | 第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)<br>First-Order Low-Rise Residential Zone (Maximum Height 10M)   |
|            | 第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)<br>Second-Order Low-Rise Residential Zone (Maximum Height 10M)  |
|            | 第一種中高層住居専用地域<br>First-Order Medium-High Rise Residential Zone   |
|            | 第二種中高層住居専用地域<br>Second-Order Medium-High Rise Residential Zone  |
|            | 第一種住居地域<br>First-Order Residential Zone   |
|            | 第二種住居地域<br>Second-Order Residential Zone  |
|            | 近隣商業地域<br>Neighborhood Commercial Zone  |
|            | 商業地域<br>Commercial Zone   |
|            | 準工業地域<br>Semi-Industrial Zone   |
|            | 工業地域<br>Industrial Zone   |
|            | 工業専用地域<br>Industrial Special Use Zone   |
|            | 上段寄積率・下段建ぺい率<br>High Area Parking Ratio and Low Area Building Coverage Ratio  |
|            | 外観の制限距離の最低限度<br>Minimum Distance Allowed Between Buildings<br>敷地境界<br>Plot Boundary<br>隣接住環境形成地区(特別用途地区)<br>Adjacent Living Environment Formation Area (Special Use Area) |
|            | 特別用途地区<br>Special Use Zone  |
|            | 第一種15M高度地区<br>First-Order 15m Height Zone   |
|            | 第二種15M高度地区<br>Second-Order 15m Height Zone  |
|            | 第一種20M高度地区<br>First-Order 20m Height Zone   |
|            | 第二種20M高度地区<br>Second-Order 20m Height Zone  |
|            | 高度利用地区<br>High-Use Zone   |
|            | 防火地域<br>Fire Protection District  |
|            | 準防火地域<br>Quasi-Fire Protection District   |
|            | 農地<br>Farm Zone   |
|            | 特別緑地保全地区<br>Special Green Space Conservation Area   |
|            | 生産緑地<br>Production Green Space  |
|            | 臨海地<br>Port Zone  |
|            | 流通業務地区<br>Distribution Business Zone  |
|            | 駐車場整備地区<br>Lot to be Provided with Parking Places   |
|            | 都市計画道路<br>Urban Planning Road   |
|            | 都市高速鉄道<br>Urban Rapid Transit   |
|            | 公園・緑地・広場・広場<br>Park Green Area Plaza Commons  |
|            | 公共下水道排水区域<br>Public Sewerage Collected District   |
|            | 水<br>Water  |
|            | その他の都市施設<br>Other City Facilities   |
|            | 市域開発事業<br>Urban Development Project   |
|            | 地区計画区域等<br>District Planning Area, etc.   |
|            | 自動車専用道路<br>Expressway   |
|            | 鉄道<br>Railway   |
|            | 自然公園区域<br>Natural Park Area   |
|            | 市界<br>City and District Boundary  |
|            | 区界<br>Ward Bound and Village Boundary   |
|            | 上段寄積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)<br>High Area Parking Ratio and Low Area Building Coverage Ratio (Urbanization Control Area)<br>市街化調整区域内の上段寄積率・下段建ぺい率は、建築時の用途区分に応じた建築基準法に準じます。      |
|            | 地区区分<br>District Boundary   |





3-3-3号  
貝塚公園

3-3-114号  
箱崎中央公園

3-3-41号  
須崎公園

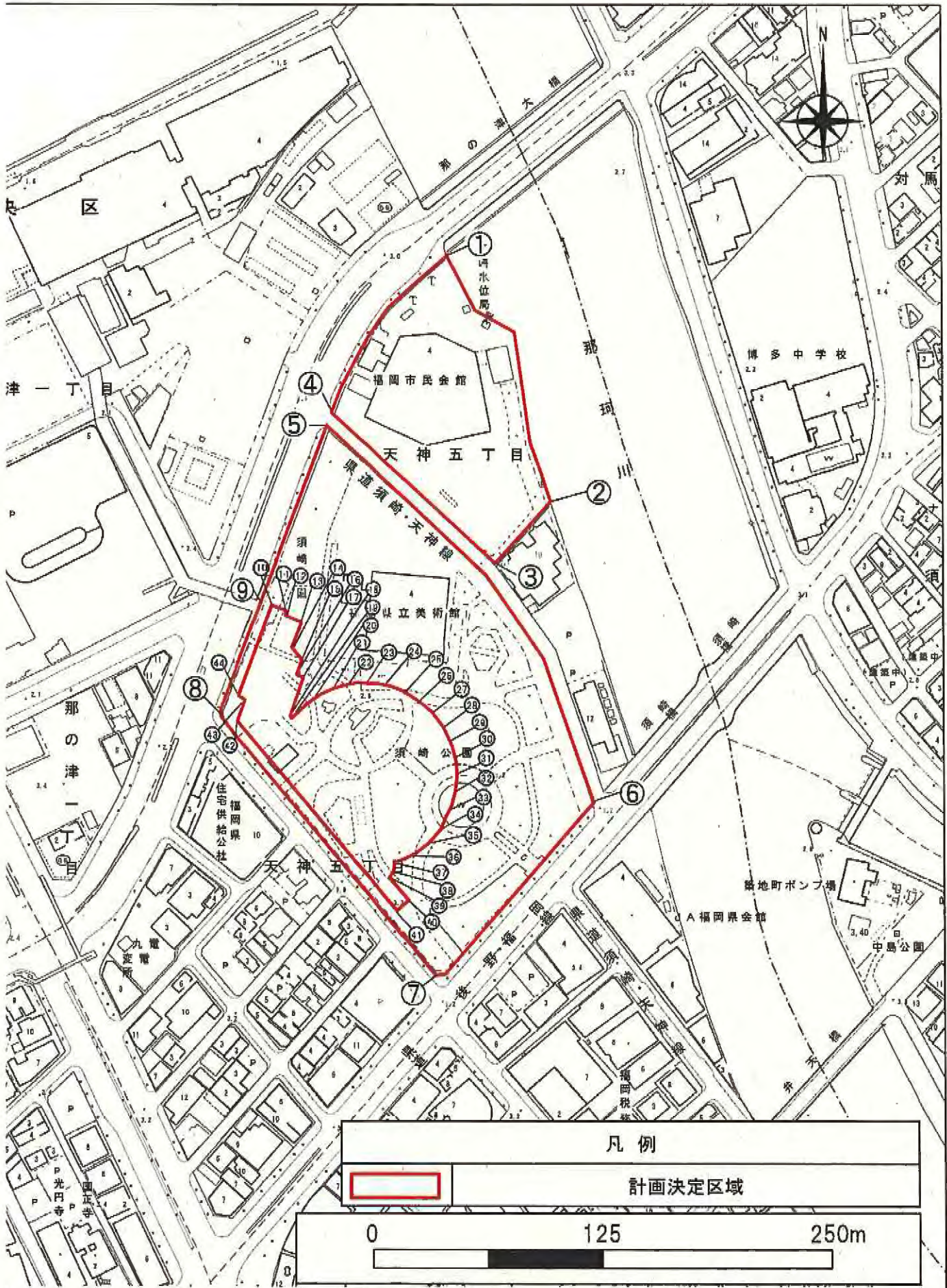
※本図は、昭和43年度国土利用計画に基づき作成されたものであり、建設年度等については、別途調査が必要となります。  
 ※本図は、国土利用計画に基づき作成されたものであり、建設年度等については、別途調査が必要となります。

福岡広域都市計画 公園 計画図 S=1:2,500  
(3・3・41号 須崎公園)

| 区域界表 |      |                         |
|------|------|-------------------------|
| 番号   | 名称   | 備考                      |
| ①～②  | 地番界  |                         |
| ②～③  | 地番界  |                         |
| ③～④  | 道路界  |                         |
| ④～①  | 道路界  |                         |
| ⑤～⑥  | 道路界  |                         |
| ⑥～⑦  | 道路界  |                         |
| ⑦～⑧  | 道路界  |                         |
| ⑧～⑤  | 道路界  |                         |
| ⑤～⑨  | 道路界  | ⑤より⑧に向かって97m延長した点を⑩とする  |
| ⑩    | 見通し点 | ⑨より内角90°で6m延長した点を⑩とする   |
| ⑩～⑪  | 見通し界 | ⑩より内角90°で9m延長した点を⑪とする   |
| ⑪～⑫  | 見通し界 | ⑪より内角90°で3m延長した点を⑫とする   |
| ⑫～⑬  | 見通し界 | ⑫より内角270°で10m延長した点を⑬とする |
| ⑬～⑭  | 見通し界 | ⑬より内角90°で16m延長した点を⑭とする  |
| ⑭～⑮  | 見通し界 | ⑭より内角241°で9m延長した点を⑮とする  |
| ⑮～⑯  | 見通し界 | ⑮より内角118°9m延長した点を⑯とする   |
| ⑯～⑰  | 見通し界 | ⑯より内角270°で5m延長した点を⑰とする  |
| ⑰～⑱  | 見通し界 | ⑰より内角90°で23m延長した点を⑱とする  |
| ⑱～⑲  | 見通し界 | ⑱より内角241°で2m延長した点を⑲とする  |
| ⑲～⑳  | 見通し界 | ⑲より内角276°で11m延長した点を⑳とする |
| ⑳～㉑  | 見通し界 | ⑳より内角167°で11m延長した点を㉑とする |
| ㉑～㉒  | 見通し界 | ㉑より内角167°で11m延長した点を㉒とする |

| 区域界表 |      |                         |
|------|------|-------------------------|
| 番号   | 名称   | 備考                      |
| ㉒～㉓  | 見通し界 | ㉒より内角167°で11m延長した点を㉓とする |
| ㉓～㉔  | 見通し界 | ㉓より内角167°で11m延長した点を㉔とする |
| ㉔～㉕  | 見通し界 | ㉔より内角167°で11m延長した点を㉕とする |
| ㉕～㉖  | 見通し界 | ㉕より内角167°で11m延長した点を㉖とする |
| ㉖～㉗  | 見通し界 | ㉖より内角167°で11m延長した点を㉗とする |
| ㉗～㉘  | 見通し界 | ㉗より内角167°で11m延長した点を㉘とする |
| ㉘～㉙  | 見通し界 | ㉘より内角167°で11m延長した点を㉙とする |
| ㉙～㉚  | 見通し界 | ㉙より内角167°で11m延長した点を㉚とする |
| ㉚～㉛  | 見通し界 | ㉚より内角167°で11m延長した点を㉛とする |
| ㉛～㉜  | 見通し界 | ㉛より内角167°で11m延長した点を㉜とする |
| ㉜～㉝  | 見通し界 | ㉜より内角167°で11m延長した点を㉝とする |
| ㉝～㉞  | 見通し界 | ㉝より内角167°で11m延長した点を㉞とする |
| ㉞～㉟  | 見通し界 | ㉞より内角166°で13m延長した点を㉟とする |
| ㉟～㊱  | 見通し界 | ㉟より内角240°で5m延長した点を㊱とする  |
| ㊱～㊲  | 見通し界 | ㊱より内角133°で4m延長した点を㊲とする  |
| ㊲～㊳  | 見通し界 | ㊲より内角90°で18m延長した点を㊳とする  |
| ㊳～㊴  | 見通し界 | ㊳より内角90°で8m延長した点を㊴とする   |
| ㊴～㊵  | 見通し界 | ㊴より内角90°で146m延長した点を㊵とする |
| ㊵～㊶  | 見通し界 | ㊵より内角118°で13m延長した点を㊶とする |
| ㊶～㊷  | 見通し界 | ㊶より内角270°で5m延長した点を㊷とする  |





|     |        |      |
|-----|--------|------|
| 凡 例 |        |      |
|     | 計画決定区域 |      |
| 0   | 125    | 250m |
|     |        |      |



# 令和2年度第1回（第174回） 福岡市都市計画審議会 議案参考資料

|                               | （ 頁 ）          |
|-------------------------------|----------------|
| 1. 議案第1号及び第2号関連               | ・・・・・・・・（参-1）  |
| 福岡広域都市計画道路の変更（市決定）            |                |
| 福岡広域都市計画道路の変更に係る環境影響評価書       |                |
| ※環境影響評価書の「概要」「要約書」については別冊のとおり |                |
| 2. 議案第3号、第4号及び第5号関連           | ・・・・・・・・（参-9）  |
| 福岡広域都市計画用途地域の変更（市決定）          |                |
| 福岡広域都市計画公園の変更（市決定）            |                |
| 福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定（市決定）      |                |
| 3. 議案第4号関連                    | ・・・・・・・・（参-21） |
| 福岡広域都市計画公園の変更（市決定）            |                |

令和2年6月1日（月）

天神スカイホール（メインホール）

# 福岡広域都市計画公園の変更(市決定)について

## 1 須崎公園の概要

- 須崎公園は、昭和26年に開園した近隣公園で、天神から北に約500mの距離にあり、天神とウォーターフロントエリアを繋ぐ回遊軸上に位置している。
- 周辺には市民会館や県立美術館といった文化施設が立地し、須崎公園とともに多くの市民に親しまれてきたが、須崎公園、市民会館ともに供用開始より50年以上が経過し、老朽化も進んでいる

### ■ 現況図



### ■ 位置図



### ■ 須崎公園



### ■ 須崎公園の都市計画概要

種別・名称: 近隣公園 3・3・41号 須崎公園  
 位置: 福岡市中央区天神五丁目  
 面積: 2.96ha

### ■ 現市民会館の概要

住所: 福岡市中央区天神五丁目1番23号  
 敷地面積: 1.06ha  
 延床面積: 9,255㎡  
 開館時期: 昭和38年  
 諸室: 大ホール(1,770席), 小ホール, 練習室等

## 2 須崎公園と拠点文化施設が一体となった再整備

- 現市民会館の後継施設である拠点文化施設整備の機を捉え、拠点文化施設と須崎公園のランドスケープが融合した一体的で魅力的な公共空間の創出に取り組む。
- 公園と調和したデザインの拠点文化施設を整備することや、公園と施設を一体利用したイベント開催を計画していることから、設計・整備・維持管理・運営を拠点文化施設と一体のPFI事業として実施する。

### ■ 拠点文化施設の計画概要

敷地面積: 10,573.63㎡  
 延床面積: 約20,000㎡  
 大ホール: 約2,000席の多機能ホール  
 中ホール: 多様なニーズに対して新たな受け皿となる約800席のホール  
 文化活動・交流ホール: 市民の文化活動の練習や発表の場となるホール  
 リハーサル・練習室

### 3 公園と拠点文化施設配置の考え方

#### (1) コンセプト

須崎公園の再整備にあたっては、公園と拠点文化施設がハード・ソフト両面で一体となった魅力的な空間を創出するため、拠点文化施設と共通のコンセプトを設定し、一体の事業として取り組んでいく。

##### ■地区全体のコンセプト

- 施設と公園等が一体となったシンボリックな都市空間をデザイン
- 人を惹きつけ、まちをつなぐ新たな集客拠点づくり
- ユーザーにとって使いやすい施設として他の文化施設や公園のモデルとなるよう、ハード・ソフト両面の充実

#### (2) 配置の考え方

- ① 拠点文化施設と須崎公園が一体となった都市の魅力向上に寄与するシンボリックな景観をエリア全体で創出する。
- ② 公園区域の面積は現面積を確保するとともに、一団で整形な形状とする。
- ③ 那の津通りと市道天神44号線沿いに幅員6m以上の公園区域を設ける。
- ④ 拠点文化施設の敷地面積は現市民会館敷地と等積とし、回遊動線の西側に配置する。
- ⑤ 公園と拠点文化施設の内外を一体的に活用したイベント等が可能な配置計画とする。



### 4 変更後の都市計画の概要

#### ■(変更後) 須崎公園の都市計画概要

- 種別・名称: 近隣公園 3・3・41号 須崎公園
- 位 置: 福岡市中央区天神五丁目
- 面 積: 約3.3ha(+約0.3ha)

### 5 スケジュール(予定)

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 平成29年12月   | 第4委員会(現:福祉都市委員会)報告             |
| 平成30年 2月   | H29年度第2回(169回)都市計画審議会で報告       |
| 平成31年 4月   | 入札公告                           |
| 令和 2年 1月   | 落札者決定                          |
| 令和 2年 3月   | 福祉都市委員会報告                      |
| 令和 2年 3~4月 | 都市計画案の縦覧(法定縦覧) (縦覧者15名, 意見書0通) |
| 令和 2年 6月   | 都市計画審議会に付議                     |
| 令和 2年 6月   | 落札者事業契約締結                      |
| 令和 5年度     | 拠点文化施設開館・須崎公園一部開園              |
| 令和 7年度     | 須崎公園全面開園                       |

## 福岡広域都市計画公園の変更（市決定）

### 1. 追加

| 種別   | 名称      |        | 位置             | 面積     | 備考 |
|------|---------|--------|----------------|--------|----|
|      | 番号      | 公園名    |                |        |    |
| 近隣公園 | 3・3・114 | 箱崎中央公園 | 福岡市東区<br>箱崎六丁目 | 約1.0ha | 新規 |

### 2. 変更

注) 朱書き・下線部は新、( )は旧を示す

| 種別   | 名称     |      | 位置              | 面積                        | 備考    |
|------|--------|------|-----------------|---------------------------|-------|
|      | 番号     | 公園名  |                 |                           |       |
| 近隣公園 | 3・3・3  | 貝塚公園 | 福岡市東区<br>箱崎七丁目  | <u>約3.3ha</u><br>(約3.8ha) | 区域の変更 |
| 近隣公園 | 3・3・41 | 須崎公園 | 福岡市中央区<br>天神五丁目 | <u>約3.3ha</u><br>(約3.0ha) | 区域の変更 |

### (参考)

#### 総括表

|           | 箇所                | 面積 (ha)        | 摘要 |
|-----------|-------------------|----------------|----|
| 今回の決定等    | 3・3・114<br>箱崎中央公園 | 1.0ha (+1.0ha) | 追加 |
|           | 3・3・3<br>貝塚公園     | 3.3ha (-0.5ha) | 変更 |
|           | 3・3・41<br>須崎公園    | 3.3ha (+0.3ha) | 変更 |
| 現在の都市計画公園 | 493               | 1199.72        |    |
| 合計        | 494               | 1200.52        |    |

# 参考図(須崎公園 イメージ)



※現時点での将来イメージであり、今後検討を進めていきます。

|       |  |       |                 |       |         |
|-------|--|-------|-----------------|-------|---------|
| 受理年月日 | 令和3年12月23日   | 付託年月日 | 令和3年12月24日      | 所管委員会 | 福祉都市委員会 |
| 番号    | 3年請願第15号   |       |                 |       |         |
| 件名    | 須崎公園2期工事において住民説明会を開催し、土と緑を生かした公園づくりを実施することについて   |       |                 |       |         |
| 請願者   | 須崎公園の大木を守る会<br>共同代表 [redacted] 外7人 (R3.12.23) 127人 (R4.5.12)   |       |                 |       |         |
| 紹介議員  | 荒木肇頭、森(あ)、高山   |       |                 |       |         |
| 分割付託  | 総務財政委員会(3年第14号)  |       |                 |       |         |
| 要旨    | <p>現在の須崎公園では、70年の歴史を積み重ねた市民の思い出の詰まった森や野外音楽堂が以前の姿をとどめないほどに破壊されようとしています。</p> <p>平成28年(2016年)に開かれた住民説明会では、新市民会館が新拠点施設として建設されるという説明だけで、須崎公園の全壊(樹木がほぼ皆伐されること)については何一つ説明されませんでした。近隣住民が1年以上前から須崎公園についての住民説明会の開催を求めていましたが、工事着工直前の今年6月末になって初めて工事説明会が開かれました。説明会では、市民不在の公共事業の進め方に対して「須崎公園をそのまま残せ」、「樹木伐採反対」、「市民会館は現地で建て替えを」との意見が相次ぎました。手続上の瑕疵はないことを盾に、行政は多くの市民の反対意見に耳を塞ぎ、さらなる説明会を要望する市民の意見も無視し、強硬に工事を進めています。その姿勢は本当に正当と言えるのでしょうか。市は、市民の血税228億円も使って進められる大型公共工事を、須崎公園の樹木伐採の説明もなく全体像の見えない不十分な説明のみで終え、事前に広く市民に周知させる義務も果たさず推進してよいのでしょうか。</p> <p>現在、市は当初の「17本のみ保存」から、「101本保存、217本移植、79本伐採」へと方針を変更し、工事を進めています。私たちはこの数か月、樹木調査への立会い、私たちが推薦する専門家の参加、全ての樹木についての分かりやすい図面などの資料、伐採対象の樹木の半断根拠の説明、伐採した樹木の活用方法・処分方法の説明、移植費用の説明、業者との協議内容の公開、工事の進捗状況のリアルタイムの説明などを市に求めていましたが、これまで誠意ある回答や対応はありませんでした。その結果、現在の須崎公園は丸裸同然となり、雁の巣レクリエーションセンターに移植された樹木たちも強剪定されて3メートル程度の間隔で密に植えられていました。その姿はまるで樹木の墓場のようなものでした。市の緑に対する政策は本数や面積に重点が置かれ、質や生物多様性などの視点が欠落していると言わざるを得ず、緑の中に都市がある姿を目指すとした市ですが、命に対するまなざしが全く感じられません。</p> <p>今回の須崎公園整備については、市民への事前の周知がなされなかったために、私たち市民が市に対して意見を述べたり議論したりする市民参加の貴重な機会が失われ、多くの市民の反対意見にもかかわらず、たくさんの方の命が存亡の危機に立たされています。SDGsの17の目標には「15:陸の豊かさを守ろう」、「17:パートナーシップで目標を達成しよう」とあります。今回の須崎公園での教訓を基に、今後の市の公共工事で市民を置き去りにすることがないように、市民参加の在り方について市議会での厳正な審議をお願いし、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 須崎公園も今後2期工事が予定されているため、これについては住民説明会を開催し、多くの市民の声を聞き、今世界が向かっているSDGsの目標を目指して土と緑を生かした公園づくりを実施するように進めること。</p> |       |                 |       |         |
| 審査年月日 | 令和 年 月 日   | 結果    | 委員会<br>令和 年 月 日 |       |         |
|       | 令和 年 月 日   |       | 本会議<br>令和 年 月 日 |       |         |
|       | 令和 年 月 日   |       |                 |       |         |



2021年12月23日

福岡市議会議長 伊藤嘉人 様

須崎公園の大木を守る会

共同代表

九州住民ネットワーク

須崎公園改修の公共事業を顧みて市民への説明責任を果たせる仕組みを求める請願

第290号  
- 3.12.23  
議事課

### 【請願の趣旨】

現在の須崎公園では、70年の歴史を積み重ねた市民の思い出のつまった森や野外音楽堂が、以前の姿を留めないほどに破壊されようとしています。

平成28年(2016年)に開かれた住民説明会では、「新市民会館」が新拠点施設として建設されるという説明だけで、「須崎公園の全壊(樹木がほぼ皆伐されること)」については何一つ説明されませんでした。近隣住民(当団体の前共同代表ら)が1年以上前から「須崎公園」についての住民説明会の開催を求めていましたが、工事着工直前の今年6月末になって初めて工事説明会が開かれました。説明会では、市民不在の公共事業の進め方に対して「須崎公園をそのまま残せ」「樹木伐採反対」「市民会館は現地建替えを」の意見が相次ぎました。手続き上の瑕疵はない事を盾に、行政は多くの市民の反対意見に耳を塞ぎ、更なる説明会を要望する市民の意見も無視し、強硬に工事を進めています。その姿勢は本当に正当と言えるのでしょうか? 福岡市は、市民の血税228億円も使って進められる大型公共工事を、須崎公園の樹木伐採の説明もなく全体像の見えない「不十分な説明」のみで終え、事前に広く市民に周知させる義務も果たさず推進してよいのでしょうか?

現在、市は当初の「17本のみ保存」から「101本保存、217本移植、79本伐採」へと方針を変更し、工事を進めています。私たちはこの数か月、「樹木調査への立ち会い」「私たちが推薦する専門家の参加」「すべての樹木についての分かりやすい図面などの資料」「伐採対象の樹木の判断根拠の説明」「伐採した樹木の活用方法・処分方法の説明」「移植費用の説明」「業者との協議内容の公開」「工事の進捗状況のリアルタイムの説明」などを市に求めていましたが、これまで誠意ある回答や対応はありませんでした。その結果、現在の須崎公園は「丸裸」同然

となり、雁ノ巣レクリエーションセンターに移植された樹木たちも強剪定されて 3m 程度の間隔で密に植えられていました。その姿は、まるで「樹木の墓場」のようでした。市の「みどり」に対する政策は「本数」や「面積」に重点が置かれ、「質」や「生物多様性」などの視点が欠落していると言わざるを得ず「緑の中に都市がある」姿を目指すとした市ですが、「いのち」に対するまなざしが全く感じられません。

今回の須崎公園整備については、市民への事前の周知が為されなかったために、私たち市民が市に対して意見を述べたり議論したりする市民参加の貴重な機会が失われ、多くの市民の反対意見にも関わらずたくさんの「いのち」が存亡の危機に立たされています。SDGs の 17 の目標には「15：陸の豊かさを守ろう」「17：パートナーシップで目標を達成しよう」とあります。今回の須崎公園での教訓をもとに、今後の福岡市の公共工事に市民を置き去りにすることがないように、市民参加のあり方について市議会での厳正な審議をお願いするものです。

### 【請願事項】

1. 今回の須崎公園整備事業のように事前に市民に対して十分な説明もないままに事業が行われることのないように、公共事業の基本構想の段階で市民に対しては市政だより等を活用して正確に全容を周知し、パブコメを行う前の早い時期に市民に説明する機会、説明会を開催する明確なルール（条例、規則）作りを求めます。
2. 須崎公園も今後 2 期工事が予定されていますので、これについては住民説明会を開催し、多くの市民の声を聴き、今世界が向かっている SDGs の目標を目指して土と緑を生かした公園づくりを実施するように進めてください。

### 請願署名

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |

## 福祉都市委員会資料

### ○ 請 願 審 査

3年請願第15号

須崎公園2期工事において住民説明会を開催し、  
土と緑を生かした公園づくりを実施することについて

P1～P5

令和 4年 5月 16日

住宅都市局

## 1 請願事項

### 3年 請願第15号

須崎公園2期工事において住民説明会を開催し、土と緑を生かした公園づくりを実施することについて

1. 須崎公園も今後2期工事が予定されているため、これについては住民説明会を開催し、多くの市民の声を聞き、今世界が向かっているSDGsの目標を目指して土と緑を生かした公園づくりを実施するように進めること。

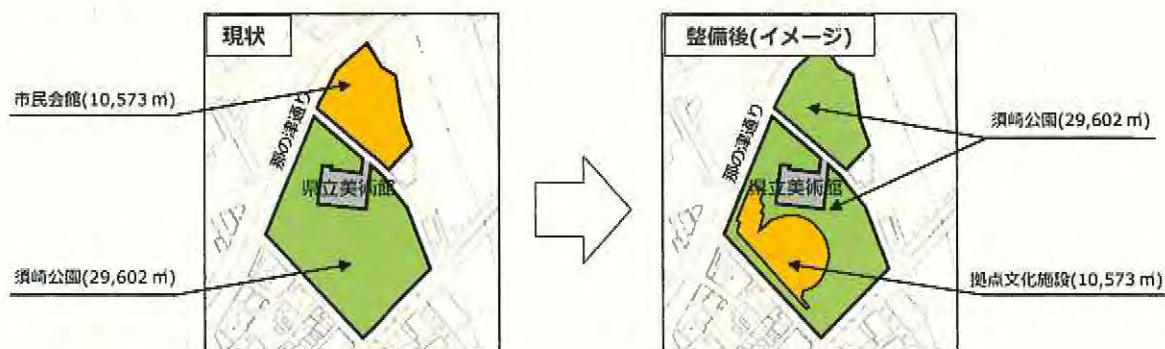
## 2 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業の概要

### (1) 事業概要

#### ①事業内容

須崎公園は、昭和26年に開園し、昭和38年開館の市民会館と共に、多くの市民に親しまれてきたが、須崎公園、市民会館ともに供用開始より50年以上が経過し、施設の老朽化などが進んでいることから、当該エリアを、天神エリアとウォーターフロントエリアを結ぶ新たな回遊拠点として、須崎公園と拠点文化施設を一体的に整備・活用することで、両施設の魅力が互いに重なり合った、緑あふれる文化芸術空間の創出に取り組むもの。

現在の須崎公園内に新たに拠点文化施設を整備したうえで、拠点文化施設と須崎公園の一部供用を行った後、現市民会館を解体し、跡地を須崎公園として拡張整備する。



#### ②事業契約相手方及び指定管理者に指定する者

株式会社福岡カルチャーベース 代表取締役 高橋 邦夫

※ 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業実施のための特別目的会社(SPC)

#### ③契約価格

22,876,209,168 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

#### ④事業期間

令和2年6月23日～令和21年3月31日まで

#### ⑤業務内容

設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務

#### ⑥拠点文化施設の整備方針

「拠点文化施設としてふさわしいデザイン」、「公園と調和したデザイン」  
「機能的な施設づくり」、「わかりやすい動線計画」、「ユニバーサルデザインへの配慮」、「環境への配慮」

〔大ホール(約2,000席)、中ホール(約800席)、小ホール(約150席)、  
リハーサル室・練習室、エントランスホール〕

## (2) 須崎公園再整備の概要

### ①再整備方針等（平成 29 年 12 月議会報告）

- より魅力的な公園へ
  - ・多面的に利用できるオープンスペースの充実
  - ・都市の魅力向上に寄与する緑豊かな美しい公園景観の形成
  - ・拠点文化施設及び県立美術館との連携強化や水辺空間の活用
- より快適に過ごせる公園へ
  - ・災害時の避難場所の確保
  - ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン
  - ・見通しの確保や夜間も利用しやすい環境の創出
- より地域や民間と連携する公園へ
  - ・地域と共働した公園づくり
  - ・民間活力を導入しやすい事業スキームの活用
  - ・拠点文化施設と連携した公園の維持管理運営



### ②公園樹木について

- 都心部の貴重な緑地空間である須崎公園の再整備では、既存の樹木のうち 101 本の樹木を現在の場所でそのまま残すこととし、その他の樹木についても、基本的に移植により残すこととし、専門家の意見も踏まえ、217 本を移植することとしている。なお、病害虫の被害などによりやむを得ず残すことができない樹木については、公園のベンチなどに形を変えて、残していくこととしている。
- 令和 3 年 10 月から既存樹木の移植等を実施し、161 本を雁の巣レクリエーションセンターに移植、19 本を須崎公園内に移植している。なお、やむを得ず残すことができない 71 本の樹木については、公園のベンチ等とするため保管（原木乾燥）するなど再利用に向けて取り組んでいる。
- 今後、残りの樹木について、工事の進捗状況を踏まえ移植等を行っていく。

…参考資料 p.1

(3) 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に関するこれまでの経緯と今後のスケジュール

|              |  |
|--------------|--|
| 平成 24 年 3 月  | 拠点文化施設基本構想 策定  |
| 平成 25 年 3 月  | 議会報告<br>【拠点文化施設基本計画（案）の中間報告】   |
| 平成 27 年 3 月  | 議会報告<br>【福岡市拠点文化施設基本計画（案）の検討状況について】  |
| 平成 28 年 2 月  | 議会報告<br>【福岡市拠点文化施設基本計画（案）について】   |
| 平成 28 年 3 月  | 地域住民への福岡市拠点文化施設基本計画（案）説明会<br>福岡市拠点文化施設基本計画（案）の市民意見募集                           |
| 平成 28 年 6 月  | 議会報告<br>【福岡市拠点文化施設基本計画について】<br>福岡市拠点文化施設基本計画 策定                                |
| 平成 28 年 9 月  | 議会報告<br>【須崎公園の再整備について】   |
| 平成 29 年 12 月 | 議会報告<br>【福岡市拠点文化施設の整備について】<br>【須崎公園の再整備について】<br>【須崎公園の変更予定について（都市計画公園の変更）】     |
| 平成 30 年 2 月  | 都市計画審議会報告<br>【都市計画公園の変更（須崎公園）】   |
| 平成 30 年 12 月 | 議会報告<br>【福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業<br>実施方針の策定等について】<br>【須崎公園再整備事業に係る実施方針の策定等について】 |
| 平成 31 年 3 月  | 議決<br>【一般会計予算案（債務負担行為）】<br><br>議会報告<br>【特定事業の選定について】                           |
| 平成 31 年 4 月  | 入札公告   |
| 令和 2 年 1 月   | 落札者の決定   |

|              |  |
|--------------|--|
| 令和 2年 3月     | 議決<br>【一般会計予算案（債務負担行為）】<br><br>議会報告<br>【事業者選定結果等について】<br>【都市計画公園の変更（須崎公園）】   |
| 令和 2年 6月     | 議決<br>【福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の締結について】<br>【福岡市拠点文化施設条例案】<br>【福岡市拠点文化施設等に係る指定管理者の指定について】<br>【都市公園区域の一部廃止について（須崎公園）】<br>…参考資料 p.11<br>【福岡市公園条例の一部を改正する条例案】<br>都市計画審議会 承認<br>【都市計画公園の変更（須崎公園）】 …参考資料 p.17 |
| 令和 3年 6月     | 地域住民への工事に関する説明会  |
| 令和 3年 8月     | 工事着工   |
| 令和 6年 3月(予定) | 拠点文化施設および須崎公園（一部）供用開始  |
| 令和 8年 3月(予定) | 須崎公園全面供用開始   |

### 3 請願に対する基本方針

- (1) 須崎公園も今後2期工事が予定されているため、これについては住民説明会を開催し、多くの市民の声を聞き、今世界が向かっているSDGsの目標を目指して土と緑を生かした公園づくりを実施するように進めること。

本事業については、須崎公園（昭和26年開園）、市民会館（昭和38年開館）がともに供用開始より50年以上が経過し、施設の老朽化などが進んでいることから、一体的に整備を進めることとし、平成24年に「拠点文化施設基本構想」を策定し、適宜、議会に報告しながら、平成28年に広く市民の皆様を対象とした市民意見募集などを実施し、「福岡市拠点文化施設基本計画」を策定した。本事業については、拠点文化施設と須崎公園の一体的整備を行い、市民会館跡地を須崎公園として整備し、維持管理・運営していくことを業務内容とし、平成31年4月に入札公告を行い、令和2年1月に落札者が決定した。

令和2年3月に、現在の施設配置を前提に公園区域の変更（案）の縦覧を行い、6月の都市計画審議会を経て、公園区域が変更され、同月に議会の議決を経て、現在の須崎公園エリアと市民会館エリアを2段階で供用開始する事業契約を落札者と締結し、令和3年6月21日、24日、26日に地域住民を対象とした工事説明会を実施した後、令和3年8月に工事着工した。

須崎公園においては、既存の樹木の保存や移植に加え、新たな樹木も植えることで、合計700本を超える樹木が溢れる、これまで以上にみどり豊かな都市空間の創出に取り組んでいる。

…参考資料 p.31



|       |   |       |            |          |         |
|-------|---|-------|------------|----------|---------|
| 受理年月日 | 令和3年12月23日  | 付託年月日 | 令和3年12月24日 | 所管委員会    | 福祉都市委員会 |
| 番 号   | 3 年 請 願 第 1 7 号   |       |            |          |         |
| 件 名   | 須崎公園より移植された樹木の管理及び時代に合った新・緑の基本計画の作成について   |       |            |          |         |
| 請 願 者 | 福岡の自然を守る市民の会<br>代表 [ ]  |       |            |          |         |
| 紹介議員  | 森(あ)[筆頭]、荒木   |       |            |          |         |
| 分割付託  | 総務財政委員会(3年第16号)   |       |            |          |         |
| 要 旨   | <p>市は現在、新しい市民会館の建設のために須崎公園の大半を建設用地にすべく、公園内の樹齢60年近い大木から成る約400本の樹木のうち周辺部の若干を残して、伐採と移植の作業を続けています。</p> <p>市は、周辺住民に対して十分な説明を行ったとしていますが、多くの市民はその計画すら知らず、一部の市民が事業計画の詳細な説明を求め、情報開示請求により101本を残し217本を移植、79本を伐採するという回答を得ました。そこで市民らは11月18日に800近い署名を高島市長宛に要望書とともに提出し、市長自らの説明を求めましたが、回答はなく工事は今も続いています。</p> <p>去る12月6日に移植先の雁の巣レクリエーションセンターを調査したところ、球技場の一角に密集して植えられた60本足らずの木々の姿は、枝をほとんど切り落とされ根がつくかも分からないほどにそぎ落とされて、まるで墓標のようでしたが、これらの木々はこれからどうなるのでしょうか。同日、須崎公園内も撮影し、残りの移植予定の木を数えると20本ぐらいいました。残りの140本はどこへ行ったのでしょうか。</p> <p>福岡市はアジアのリーダー都市となるべくSDGsの17の国際目標の達成を標榜していますが、文化施設建設のためとはいえ、小さな森を破壊し、木々を葬り、市民の目から隠し隠す。にもかかわらず、木々を選び出すゲートは教育機関である高校の真っ正面にあるのです。このずさんさと傲慢さ。市民は失望しています。たとえ業者に丸投げしたとしても責任は市にあるはず。市は、地球温暖化をめぐる世界の潮流を理解していないのではありませんか。</p> <p>世界中が森林を増やそうとしている中で、地域の森林面積を減らすならば、どこかでその代わりを作らなければコンセンサスを得ることは難しいと言われていました。新しい市民会館も、それを文化の拠点施設と位置づけるのであればなおさらのこと、市民への説明を重ね、理解を求める必要があったはず。また、昨今、市内の街路樹や公園の木が強剪定され、予告のない作業の実施に市民との間でトラブルが起きている現実を市はどの程度認識しているのでしょうか。</p> <p>人生において樹木の存在が大切な思い出と重なり、生きるよすがになっている人は大勢います。実際、須崎の森の喪失を今も納得できずにいる人々を間近に見てきました。巨樹には魂が宿り、人の思いを受け止める力があると日本では古来より信じられています。行政に携わる方々は、それらの人々の存在を忘れないでいただきたいのです。</p> <p>どうか、誰一人取り残さない、次の世代に向けて誇れるまちづくりをお願いし、以下の事項を請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 須崎公園より移植された木々の消息を追跡し、それらの樹木を必ず生かすこと。その管理責任の所在を明確にし、結果を市民に公開すること。</li> <li>2. 現在の指針となる新・緑の基本計画は平成21年に作成され、既に10年以上経過しているため、環境問題に配慮し、時代に見合った新たな緑の基本計画を早急につくること。</li> </ol> |       |            |          |         |
| 審 査   | 令和 年 月 日  | 結 果   | 委員会        | 令和 年 月 日 |         |
| 年 月 日 | 令和 年 月 日  |       | 本会議        | 令和 年 月 日 |         |
|       | 令和 年 月 日  |       |            |          |         |



福岡市の公共工事における現行の樹木の施行管理の改正、及び  
時代に合った新・緑の基本計画の作成を求めます。

〈請願趣旨〉

福岡市は現在、新しい市民会館の建設のために須崎公園の大半を建設用地にすべく、公園内の樹齢60年近い大木からなる約400本の樹木のうち周辺部の若干を残して、伐採と移植の作業を続けています。市は、周辺住民に対して十分な説明を行ったとしていますが、多くの市民はその計画すら知らず、一部の市民が事業計画の詳細な説明を求め、情報開示請求により101本を残し217本を移植、79本を伐採するという回答を得ました。そこで市民らは11月18日に800近い署名を高島市長宛に要望書とともに提出し市長自らの説明を求めましたが、回答はなく工事は今も続いています。

さる12月6日に移植先の雁ノ巣レクリエーションセンターを調査したところ、球技場の一角に密集して植えられた60本足らずの木々の姿は、枝をほとんど切り落とされ根がつくかもわからないほどに削ぎ落とされて、まるで墓標のようでしたが、これらの木々は、これからどうなるのでしょうか。同日、須崎公園内も撮影し残りの移植予定の木を数えると20本ぐらいでした。残りの140本はどこへ行ったのでしょうか。

ご存知のように、福岡市はアジアのリーダー都市となるべくSDGsの17の国際目標の達成を標榜していますが、文化施設建設のためとはいえ、小さな森を破壊し、木々を葬り、市民の目から覆い隠す。にもかかわらず木々を運び出すゲートは教育機関である高校の真っ正面にあるのです。このずさんさと、傲慢さ。市民は失望しています。たとえ業者に丸投げしたとしても責任は市にあるはずです。

福岡市は、地球温暖化をめぐる世界の潮流を理解していないのではありませんか。

世界中が森林を増やそうとしている中で、地域の森林面積を減らすならば、どこかでその代わりを作らなければコンセンサスを得ることはむずかしい、と言われています。新しい市民会館も、それを文化の拠点施設と位置づけるのであれば、尚更のこと、市民への説明を重ね、理解を求める必要があったはずです。また昨今、市内の街路樹や公園の木が強剪定され、予告のない作業の実施に市民との間でトラブルが起きている現実を福岡市はどの程度認識しているのでしょうか。

人生において樹木の存在が大切な思い出と重なり、生きるよすがになっている人は大勢います。実際、須崎の森の喪失を今も納得できずにいる人々を間近に見てきました。巨樹には魂が宿り、人の思いを受けとめるちからがあると日本では古来より信じられています。行政に携わる方々は、それらの人々の存在を忘れないでいただきたいのです。

どうか、誰ひとり取り残さない、次の世代にむけて誇れる街づくりをお願い申し上げます。

#### 〈請願事項〉

①樹木を扱う公共工事では、事前に市民への説明を重ね、市民の理解を深める努力を

してください。また、業者への指導を徹底するなどのルール作りをお願いします。

②須崎公園より移植された木々の消息を追跡し、それらの樹木を必ず生かしてください。

その管理責任の所在を明確にし、結果を市民に公開してください。

③現在の指針をなる新・緑の基本計画は平成 21 年に作成され、すでに 10 年以上経過

しています。環境問題に配慮し、時代に見合った新たな緑の基本計画を早急につって

ください。

# 福祉都市委員会資料

## ○ 請 願 審 査

3年請願第17号

須崎公園より移植された樹木の管理及び

時代に合った新・緑の基本計画の作成について

P1～P4

令和 4年 5月 16日

住宅都市局

## 1 請願事項

### 3年 請願第17号

須崎公園より移植された樹木の管理及び時代に合った新・緑の基本計画の作成について

1. 須崎公園より移植された木々の消息を追跡し、それらの樹木を必ず生かすこと。その管理責任の所在を明確にし、結果を市民に公開すること。
2. 現在の指針となる新・緑の基本計画は平成21年に作成され、既に10年以上経過しているため、環境問題に配慮し、時代に見合った新たな緑の基本計画を早急につくること。

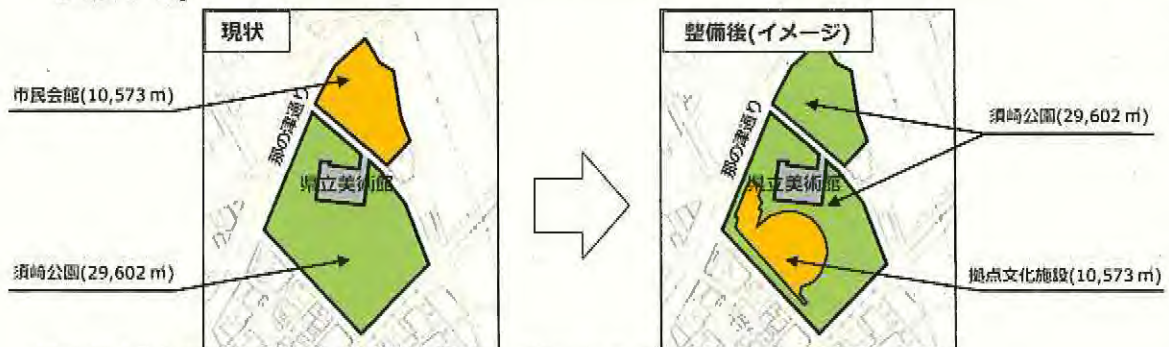
## 2 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業の概要

### (1) 事業概要

#### ①事業内容

須崎公園は、昭和26年に開園し、昭和38年開館の市民会館と共に、多くの市民に親しまれてきたが、須崎公園、市民会館ともに供用開始より50年以上が経過し、施設の老朽化などが進んでいることから、当該エリアを、天神エリアとウォーターフロントエリアを結ぶ新たな回遊拠点として、須崎公園と拠点文化施設を一体的に整備・活用することで、両施設の魅力が互いに重なり合った、緑あふれる文化芸術空間の創出に取り組むもの。

現在の須崎公園内に新たに拠点文化施設を整備したうえで、拠点文化施設と須崎公園の一部供用を行った後、現市民会館を解体し、跡地を須崎公園として拡張整備する。



#### ②事業契約相手方及び指定管理者に指定する者

株式会社福岡カルチャーベース 代表取締役 高橋 邦夫

※ 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業実施のための特別目的会社(SPC)

#### ③契約価格

22,876,209,168 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

#### ④事業期間

令和2年6月23日～令和21年3月31日まで

#### ⑤業務内容

設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運營業務

#### ⑥拠点文化施設の整備方針


「拠点文化施設としてふさわしいデザイン」、「公園と調和したデザイン」  
「機能的な施設づくり」、「わかりやすい動線計画」、「ユニバーサルデザインへの配慮」、「環境への配慮」

〔大ホール(約2,000席)、中ホール(約800席)、小ホール(約150席)、  
リハーサル室・練習室、エントランスホール〕

## (2) 須崎公園再整備の概要

### ①再整備方針等（平成 29 年 12 月議会報告）

- より魅力的な公園へ
  - ・多面的に利用できるオープンスペースの充実
  - ・都市の魅力向上に寄与する緑豊かな美しい公園景観の形成
  - ・拠点文化施設及び県立美術館との連携強化や水辺空間の活用
- より快適に過ごせる公園へ
  - ・災害時の避難場所の確保
  - ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン
  - ・見通しの確保や夜間も利用しやすい環境の創出
- より地域や民間と連携する公園へ
  - ・地域と共働した公園づくり
  - ・民間活力を導入しやすい事業スキームの活用
  - ・拠点文化施設と連携した公園の維持管理運営

|           |  |   |
|-----------|--|---|
| 水辺ゾーン     | 水辺の雰囲気を楽しみながら憩う場                             |  |
|           | ・水辺の空間を活かし、デザイン性ある設えや演出照明を行う                 |   |
| 芝生広場ゾーン   | 水辺を望みながらくつろげる広場                              |   |
|           | ・芝生広場を設ける<br>・アート性を兼ね備えた遊具を設置する              |   |
| 桜並木ゾーン    | 既存の桜を活かし砲台跡等の歴史を感じさせる広場                      |   |
|           | ・既存の桜を活かした空間づくりを行う<br>・砲台跡について解説板の設置を行う      |   |
| イベント広場ゾーン | イベントや災害避難にも対応する広場                            |   |
|           | ・舗装広場を設ける<br>・イベントを想定した設備を設ける                |   |
| エントランスゾーン | 来訪者を出迎える公園の顔となる広場                            |   |
|           | ・地区の顔となる格調高い空間づくりを行う<br>・待ち合わせなどの滞留スペースを確保する |   |

### ②公園樹木について

- 都心部の貴重な緑地空間である須崎公園の再整備では、既存の樹木のうち 101 本の樹木を現在の場所でそのまま残すこととし、その他の樹木についても、基本的に移植により残すこととし、専門家の意見も踏まえ、217 本を移植することとしている。なお、病害虫の被害などによりやむを得ず残すことができない樹木については、公園のベンチなどに形を変えて、残していくこととしている。
- 令和 3 年 10 月から既存樹木の移植等を実施し、161 本を雁の巣レクリエーションセンターに移植、19 本を須崎公園内に移植している。なお、やむを得ず残すことができない 71 本の樹木については、公園のベンチ等とするため保管（原木乾燥）するなど再利用に向けて取り組んでいる。
- 今後、残りの樹木について、工事の進捗状況を踏まえ移植等を行っていく。

…参考資料 p.1

### 3 福岡市新・緑の基本計画の概要について

#### (1) 緑の基本計画とは

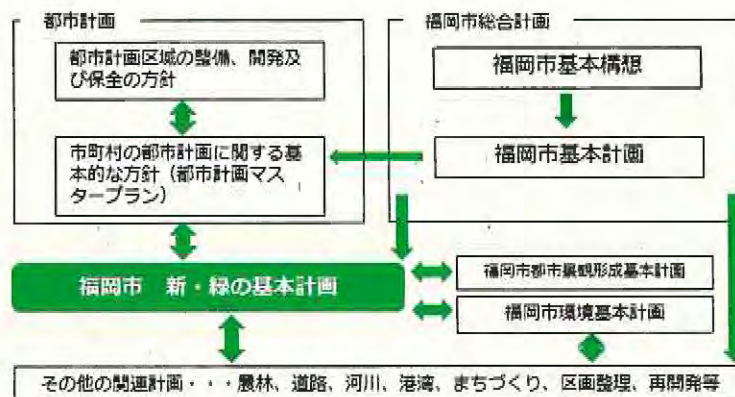
- 都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。
- 都市公園の整備など都市計画法に基づく諸制度の活用のみならず、道路、河川などの公共公益施設の緑化、市民や企業などの民有地における緑地の保全や緑化、さらに緑化意識の普及啓発などソフト面の施策も含めた、都市の「緑」全般に関する幅広い総合計画である。

#### (2) 目標年次

計画策定より概ね10年後の2020年（令和2年）を目標年次としている。また、2020年以降についても本市の緑について「将来の望ましい姿」を示している。

#### (3) 計画の位置づけ

「福岡市基本計画」等の上位計画や「福岡市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、それらの緑に関する部門を支える計画として位置づけている。



#### (4) 基本理念及び将来像図

「基本理念」及び市民・企業と行政が共通の認識を持って緑のまちづくりを進めていくことができるよう、「緑の将来像図」を示している。

**風格ある 緑豊かな 環境共生都市・福岡をめざして**  
～市民・地域・企業とともに～

| 凡 例 |                      |
|-----|----------------------|
|     | 森の緑地帯 緑の脈            |
|     | 山すそ緑地                |
|     | 博多河水際帯               |
|     | 緑の水脈                 |
|     | 緑のみち                 |
|     | 緑の拠点                 |
|     | 都市の顔となる緑             |
|     | 新たなまちづくりに<br>おける緑の導入 |
|     | 緑の市街地                |
|     | 樹林地                  |
|     | 農地                   |
|     | 河川・水面等               |





#### 4 請願に対する基本方針

- (1) 須崎公園より移植された木々の消息を追跡し、それらの樹木を必ず生かすこと。  
その管理責任の所在を明確にし、結果を市民に公開すること。

本事業は、市民会館の後継施設である拠点文化施設を現在の須崎公園内に整備した後、市民会館跡地を公園として整備することとしており、現在の須崎公園内にそのまま残すことが出来ない樹木については、基本的に移植により残すこととしている。

移植樹木の選定にあたっては専門家による調査結果を受け、活着する可能性が高い樹木、活着する可能性が中程度の樹木、活着する可能性がやや低い樹木と評価された樹木は全て移植を実施することとし、加えて活着が困難と評価された一部の樹木についても、最大限の工夫を行ったうえで移植を行っている。

移植にあたっては、根鉢を確保した後、根から吸収できる水分の量と消費とのバランスをとるために枝葉を剪定し、剪定した切り口に殺菌剤の塗布を行うとともに、移植先では土壌の状態を確認した上で客土など必要な土壌改良を行い、発根促進剤を散布するなど、樹木の健全な生長を促すための作業を実施している。

移植した樹木については、市が責任を持って管理しており、市の監督のもと常駐する管理者が、専門家による助言も受けながら、樹木の状況確認を行い、樹木の健全な生長を促すため、必要な灌水や蒸散抑制剤等の散布を実施する等、移植樹木の育成管理に、既に取り組んでいる。

また、移植した樹木の状況等についても、市のホームページで広く市民に公表している。

- (2) 現在の指針となる新・緑の基本計画は平成21年に作成され、既に10年以上経過しているため、環境問題に配慮し、時代に見合った新たな緑の基本計画を早急につくこと。

福岡市新・緑の基本計画については、令和4年2月議会において、目標年次である令和2年の達成状況等について報告を行った。また、あわせて今後の進め方についても、福岡市基本計画などの上位計画に合わせ、現計画の成果や近年の社会情勢の変化等を踏まえ、学識経験者や市民等からなる委員会により案の作成を行い、議会に随時報告しながら改定に取り組んでいく旨の報告を行った。 …参考資料 p.11

# 令和5年2月議会

## 福祉都市委員会報告資料

- |   |  |     |
|---|--|-----|
| 1 | 専決処分（家賃滞納者）<br>報告3号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について    | …1頁 |
| 2 | 専決処分（不法占有者）<br>報告2号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について | …2頁 |
| 3 | 九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりについて                      | …3頁 |
| 4 | 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業について                   | …9頁 |

令和5年2月20日  
住 宅 都 市 局

## 4.福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業について

住宅都市局

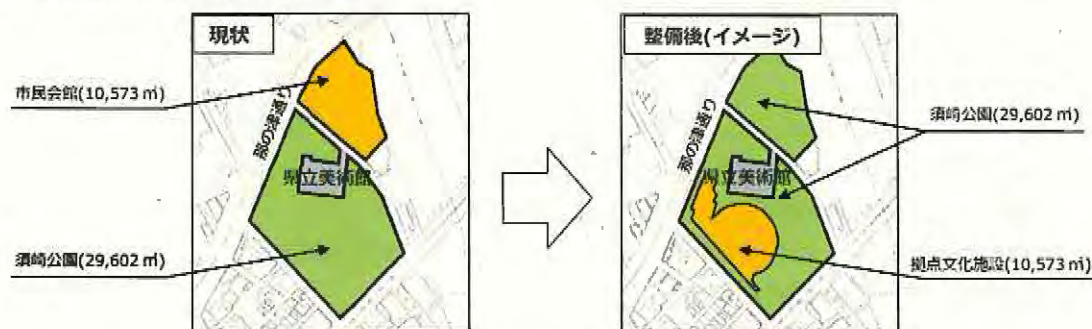
### 1 趣旨

令和2年6月に事業契約を締結した「福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業」について、今回、経済観光文化局より「契約の一部変更」並びに「指定管理者の指定の一部変更」議案を提出していることから、報告するもの。

### 2 事業概要

#### (1) 事業内容

須崎公園は、昭和26年に開園し、昭和38年開館の市民会館と共に、多くの市民に親しまれてきたが、須崎公園、市民会館ともに供用開始より50年以上が経過し、施設の老朽化などが進んでいることから、当該エリアを、天神エリアとウォーターフロントエリアを結ぶ新たな回遊拠点として、須崎公園と拠点文化施設を一体的に整備・活用することで、両施設の魅力が互いに重なり合った、緑あふれる文化芸術空間の創出に取り組むもの。



#### (2) これまでの経緯

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 平成24年 3月  | 福岡市拠点文化施設 基本構想策定                   |
| 平成28年 3月  | 福岡市拠点文化施設 基本計画(案) 市民意見募集           |
| 平成28年 6月  | 福岡市拠点文化施設 基本計画策定                   |
| 9月        | 須崎公園の再整備について(報告)                   |
| 平成29年 12月 | 拠点文化施設の整備について(報告)、須崎公園の再整備について(報告) |
| 平成30年 12月 | 実施方針の策定等について(報告)                   |
| 平成31年 4月  | 入札公告                               |
| 令和2年 1月   | 落札者の決定                             |
| 3月        | 事業者選定結果等(報告)、都市計画変更案付議(報告)         |
| 6月        | 事業契約の締結(議案)、指定管理者の指定(議案)、都市計画変更    |

#### (3) 当初契約概要

##### ① 事業契約相手方及び指定管理者に指定する者

株式会社福岡カルチャーベース

※ 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業実施のための特別目的会社(SPC)

##### ② 契約価額

22,876,209,168円

(需要、物価又は金利の変動等により変更した令和4年10月11日現在の契約価額は、23,864,897,504円)

##### ③ 事業期間

令和2年6月23日～令和21年3月31日まで

##### ④ 業務内容

設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務

### 3 議案について（経済振興委員会審議議案）

#### (1) 「事業契約の一部変更」

本事業において、地球温暖化対策の強化を図り、及び新型コロナウイルス感染症対策を講じるため要求水準を変更したこと等に伴い、当該事業に係る契約の契約価額及び履行期間を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるもの。

##### ①契約価額について

| 変更前  | 変更後              | 増減額             |
|--|------------------|-----------------|
| 23,864,897,504 円<br>〔 ※需要、物価又は金利の変動等により<br>令和4年10月11日現在の契約価額 〕 | 25,207,599,351 円 | 1,342,701,847 円 |

##### 【要求水準変更に係る内容】

#### 1 地球温暖化対策

- ・省エネ対策（ZEB Ready（一次消費エネルギー50%削減）の評価書の取得）
- ・再生可能エネルギーの利用促進（太陽光発電設備の導入）
- ・脱ガソリン車への切换えに向けたEV充電設備の設置
- ・木材の利用促進（大ホールやエントランスホールの内装木質化）

#### 2 新型コロナウイルス感染症対策

- ・エレベーターボタンの非接触化、座席の抗菌加工など

##### ②履行期間について

|               |                      | 変更前                   | 変更後                   |
|---------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 供用開始日         | 拠点文化施設及び<br>須崎公園（1期） | 令和6年3月                | 令和7年3月                |
|               | 須崎公園（2期）             | 令和8年3月まで              | 令和9年3月まで              |
| 維持管理・<br>運営期間 | 拠点文化施設及び<br>須崎公園（1期） | 供用開始日から<br>令和21年3月31日 | 供用開始日から<br>令和22年3月31日 |
|               | 須崎公園（2期）             | 供用開始日から<br>令和21年3月31日 | 供用開始日から<br>令和22年3月31日 |

#### (2) 「指定管理者の指定の一部変更」

拠点文化施設並びに須崎公園の指定管理期間を、令和22年3月31日まで延長する必要が生じたため、議会の議決を求めるもの。

● 議案第16号

福岡市拠点文化施設等に係る指定管理者の指定の一部変更について

|      |  |
|------|--|
| 議案番号 | 第16号   |
| 名 称  | 福岡市拠点文化施設等に係る指定管理者の指定の一部変更について   |
| 理 由  | 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部変更に伴い、福岡市拠点文化施設及び須崎公園の指定管理者の指定に係る期間を変更する必要があるため、議会の議決を求めるもの。 |
| 内 容  | 指定管理者の指定に係る期間について、<br>「令和4年4月1日から令和21年3月31日まで」を<br>「令和4年4月1日から令和22年3月31日まで」に変更する。          |

【参考】元議決の内容（令和2年議案第135号）

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
福岡市拠点文化施設及び須崎公園
- 2 指定管理者に指定する者  
福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号5階日本管財株式会社内  
株式会社 福岡カルチャーベース
- 3 指定する期間  
令和4年4月1日から令和21年3月31日まで

● 議案第 18 号

福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部変更について

|                  |  |
|------------------|--|
| 議案番号             | 第 18 号   |
| 契約件名             | 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業   |
| 理 由              | 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業において、地球温暖化対策の強化を図り、及び新型コロナウイルス感染症対策を講じるため要求水準を変更したこと等に伴い、当該事業に係る契約の契約価額及び履行期間を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるもの。   |
| 原契約日             | 令和 2 年 6 月 23 日  |
| 契約の相手方           | 福岡市博多区博多駅東二丁目 1 番 23 号 5 階<br>日本管財株式会社内<br>株式会社 福岡カルチャーベース   |
| 事業内容             | 福岡市拠点文化施設及び須崎公園の設計、建設及び工事監理、開業準備並びに維持管理及び運営に関する業務  |
| 契約変更価額           | ○変更後 25,207,599,351 円。ただし、需要、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。<br><br>〔○元議決 22,876,209,168 円。ただし、需要、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。〕<br><br>(参考) 需要、物価又は金利の変動等により変更した<br>令和 4 年 10 月 11 日現在の契約価額は、23,864,897,504 円である。 |
| 履行場所<br>(事業用地)   | 福岡市中央区天神五丁目 6 番から 9 番まで  |
| 変更履行期間<br>(事業期間) | ○変更後 令和 2 年 6 月 23 日から令和 22 年 3 月 31 日まで<br><br>〔○元議決 令和 2 年 6 月 23 日から令和 21 年 3 月 31 日まで〕   |

福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部変更について

1 事業契約の変更理由

地球温暖化対策の強化、新型コロナウイルス感染症対策の実施による要求水準の変更等に伴い、本事業に係る履行期間やサービス対価を変更する必要が生じたもの。

※サービス対価・・・契約履行の対価として、市が事業者に支払う施設整備費や維持管理・運営費等の総称

2 要求水準変更に係る内容

- (1) 地球温暖化対策
  - ・省エネ対策（ZEB Ready（一次消費エネルギー50%削減）の評価書の取得）
  - ・再生可能エネルギーの利用促進（太陽光発電設備の導入）
  - ・脱ガソリン車への切替えに向けたEV充電設備の設置
  - ・木材利用の促進（大ホールやエントランスホールの内装木質化）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策
  - ・エレベーターボタンの非接触化、座席の抗菌加工など

3 工期等変更内容

|           |                  | 変更前                   | 変更後                   |
|-----------|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 設計・建設期間   | 拠点文化施設及び須崎公園（1期） | 契約締結日から<br>令和6年1月     | 契約締結日から<br>令和7年3月まで   |
|           | 須崎公園（2期）         | 契約締結日から<br>令和8年3月まで   | 契約締結日から<br>令和9年3月まで   |
| 開業準備期間    | —                | 令和4年4月1日から<br>令和6年3月  | 令和4年4月1日から<br>令和7年3月  |
| 供用開始日     | 拠点文化施設及び須崎公園（1期） | 令和6年3月                | 令和7年3月                |
|           | 須崎公園（2期）         | 令和8年3月まで              | 令和9年3月まで              |
| 維持管理・運営期間 | 拠点文化施設及び須崎公園（1期） | 供用開始日から<br>令和21年3月31日 | 供用開始日から<br>令和22年3月31日 |
|           | 須崎公園（2期）         | 供用開始日から<br>令和21年3月31日 | 供用開始日から<br>令和22年3月31日 |

#### 4 サービス対価増減額

(1) 増減額

1,342,701,847 円（税込）の増加

(2) 内訳

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ①施設整備の対価の増加         | 1,462,400,605 円 |
| 地球温暖化対策に伴う増加        | 1,384,742,213 円 |
| 新型コロナウイルス感染症対策に伴う増加 | 77,658,392 円    |
| ②維持管理・運営の対価の増加      |                 |
| 地球温暖化対策に伴う増加        | 17,241,143 円    |
| ③光熱水費の対価の減少         |                 |
| 地球温暖化対策に伴う減少        | ▲136,939,901 円  |

(税込)

|                          | 変更前              | 増減額             | 変更後              |
|--------------------------|------------------|-----------------|------------------|
| 施設整備の対価<br>(サービス対価 A)    | 19,556,395,174 円 | 1,462,400,605 円 | 21,018,795,779 円 |
| 開業準備の対価<br>(サービス対価 B)    | 157,715,800 円    | 0 円             | 157,715,800 円    |
| 維持管理・運営の対価<br>(サービス対価 C) | 2,647,966,530 円  | 17,241,143 円    | 2,665,207,673 円  |
| 光熱水費の対価<br>(サービス対価 D)    | 1,502,820,000 円  | ▲136,939,901 円  | 1,365,880,099 円  |
| 合計                       | 23,864,897,504 円 | 1,342,701,847 円 | 25,207,599,351 円 |

#### <参考> これまでの契約価額の改定について

本契約は長期契約による福岡市と事業者との公平なリスク分担等を目的として、需要、物価又は金利の変動等により契約価額の改定を行うこととしている。

#### 【改定実績】

| 改定日        | 増減額           | 改定後の契約総額         | 増減理由 |
|------------|---------------|------------------|------|
| 元議決        | —             | 22,876,209,168 円 | —    |
| 令和4年10月11日 | 988,688,336 円 | 23,864,897,504 円 | 物価変動 |



## 須崎公園協議会規約

### (設置)

第1条 須崎公園（以下「本公園」という。）に関わる多様な主体の参画により、地域等に親しまれる魅力的な公園となることを目的とし、須崎公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本公園の適切な維持管理を行い、公園利用者や地域住民にとっても安全かつ快適な公園として運営するために必要な事項
- (2) 本公園を利用する催しに関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会の構成員は、協議会の目的に賛同し、本規約を遵守する次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本公園及び福岡市民ホールの指定管理者
  - (2) 本公園の近隣の自治会長及び町内会長、大名自治協議会長並びに大名公民館長
  - (3) その他、協議会で必要と認める者
- 2 協議会の会長は、前項第1号の指定管理者をもって充てる。
- 3 協議会は、構成員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その構成員を除名することができる。
- (1) 本規約に違反し、又は協議会の信用を著しく害した場合
  - (2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明した場合
  - (3) その他協議会の運営にあたって重大な支障が生じると認められた場合

### (会議)

第4条 協議会は、会長が必要と認めるときに招集し、会長は会議の進行にあたる。

- 2 協議会は、構成員の3分の2の出席または委任状をもって成立する。
- 3 協議会の会長は、必要があると認めるときは、オブザーバーとして、関係者の出席を求め、又は意見を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、協議会に諮って公開しないことができる。

### (分科会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に分科会を設置することができる。

### (庶務)

第6条 協議会の事務局は、本公園及び福岡市民ホールの指定管理者におく。

- 2 協議会の庶務は、事務局において処理する。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、事務局が協議会に諮ったのち、公園管理者と協議の上、定めるものとする。

### 附 則

この規約は、令和6年5月23日から施行する。

この規約は、令和6年7月30日から施行する。

# 令和4年2月議会

## 福祉都市委員会 報告資料

- |  |      |
|--|------|
| 1. 専決処分（公園管理かし）                          | …1頁  |
| 報告第7号 都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について |      |
| 報告第8号 都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について |      |
| 2. 専決処分（家賃滞納者）                           | …5頁  |
| 報告第3号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について           |      |
| 報告第4号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について           |      |
| 報告第6号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について              |      |
| 3. 専決処分（不法占有者）                           | …7頁  |
| 報告第5号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について           |      |
| 4. 市営住宅の管理方法について                         | …8頁  |
| 5. 「福岡市新・緑の基本計画」の実績報告と改定について             | …12頁 |

令和4年2月18日  
住 宅 都 市 局

# ■「福岡市新・緑の基本計画」の実績報告と改定について

住宅都市局花とみどりのまち推進部みどり政策課

## 1 計画の概要

### 1-1 緑の基本計画とは

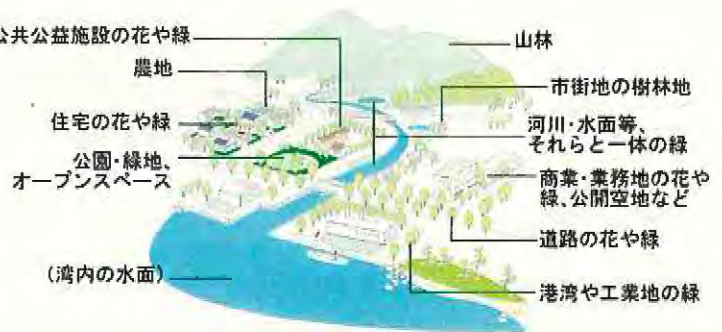
- 都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。
- 都市公園の整備など都市計画法に基づく諸制度の活用のみならず、道路、河川などの公共公益施設の緑化、市民や企業などの民有地における緑地の保全や緑化、さらに緑化意識の普及啓発などソフト面の施策も含めた、都市の「緑」全般に関する幅広い総合計画である。

### 1-2 「福岡市新・緑の基本計画」における「緑」の定義と「緑の役割」

#### ■「緑」とは

本計画で対象とする「緑」は、市域内における以下のものである。

- 公園、森林、農地、河川・水面
- 道路や学校等の公共公益施設の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース
- 民有地の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース



#### ■「緑の役割」

緑は、人々の豊かな生活を生み出していくための多様な役割を担っており、本市では、緑には大きく次の6つの役割が求められている。

##### 都市環境の改善

- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・CO<sub>2</sub>の吸収と酸素の供給、大気中の浮遊物の吸着
- ・雨水の保水機能、気候や水循環をコントロール

##### 生物の生息・生育環境の維持

- ・生態系を支える基盤
- ・多様な生物の生息地
- ・エコロジカルネットワークの形成

##### 災害の防止、避難地の確保

- ・防風、防火
- ・土砂流出、崩壊防止
- ・洪水の緩和

##### レクリエーションの場の提供

- ・ストレスや疲れを癒す散策
- ・休養、遊び、健康増進の場

##### 美しくやすらぎのある風景の形成

- ・都市景観に彩りやすらぎを与える
- ・原風景の形成

##### 歴史的風土の継承

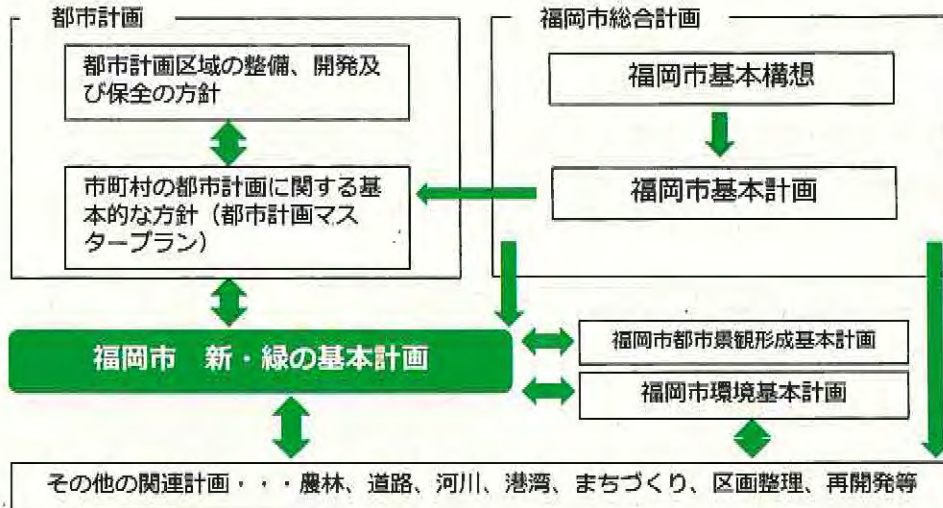
- ・歴史を物語る1つの要素
- ・風土を構成する要素

### 1-3 目標年次

計画策定より概ね10年後の2020年（令和2年）を目標年次としている。また、2020年以降についても本市の緑について「将来の望ましい姿」を示している。

## 1-4 計画の位置づけ

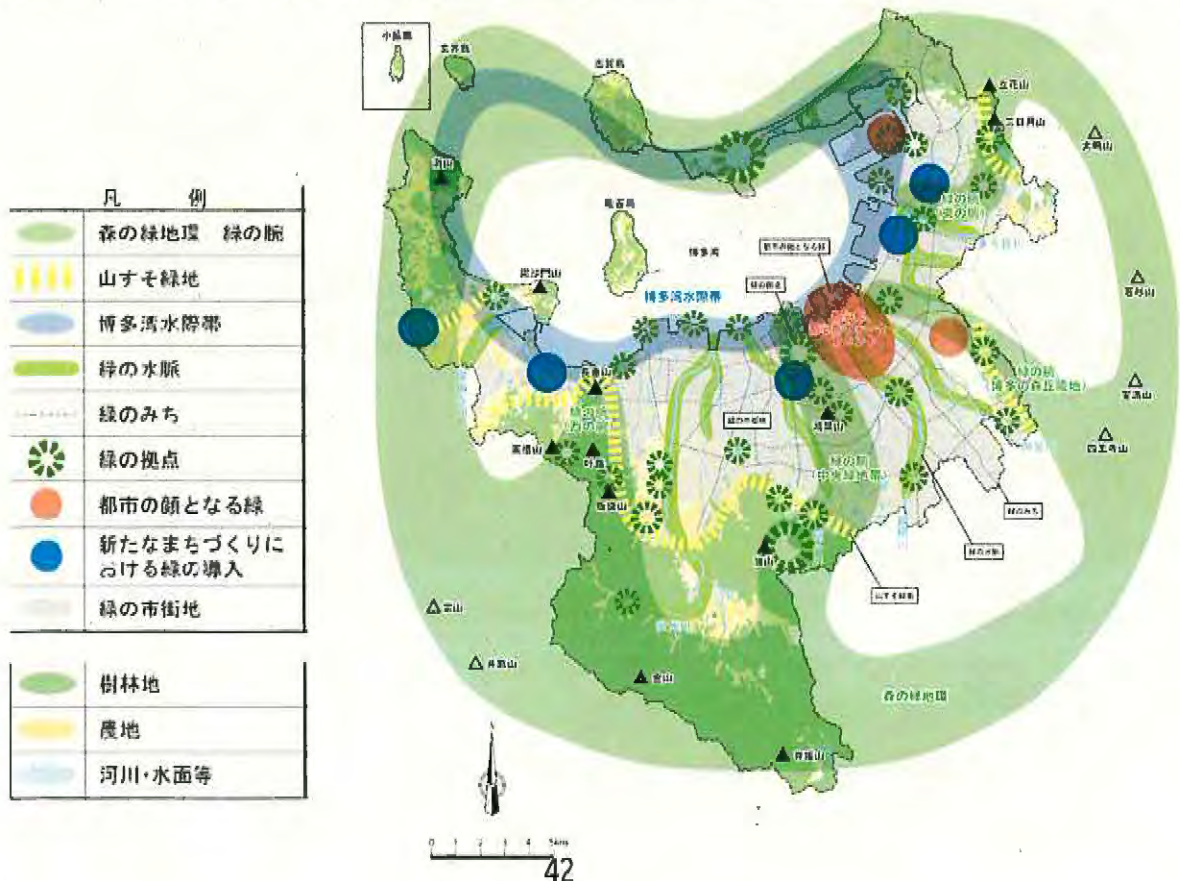
「福岡市基本計画」等の上位計画や「福岡市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、それらの緑に関する部門を支える計画として位置づけている。



## 1-5 基本理念及び緑の将来像図

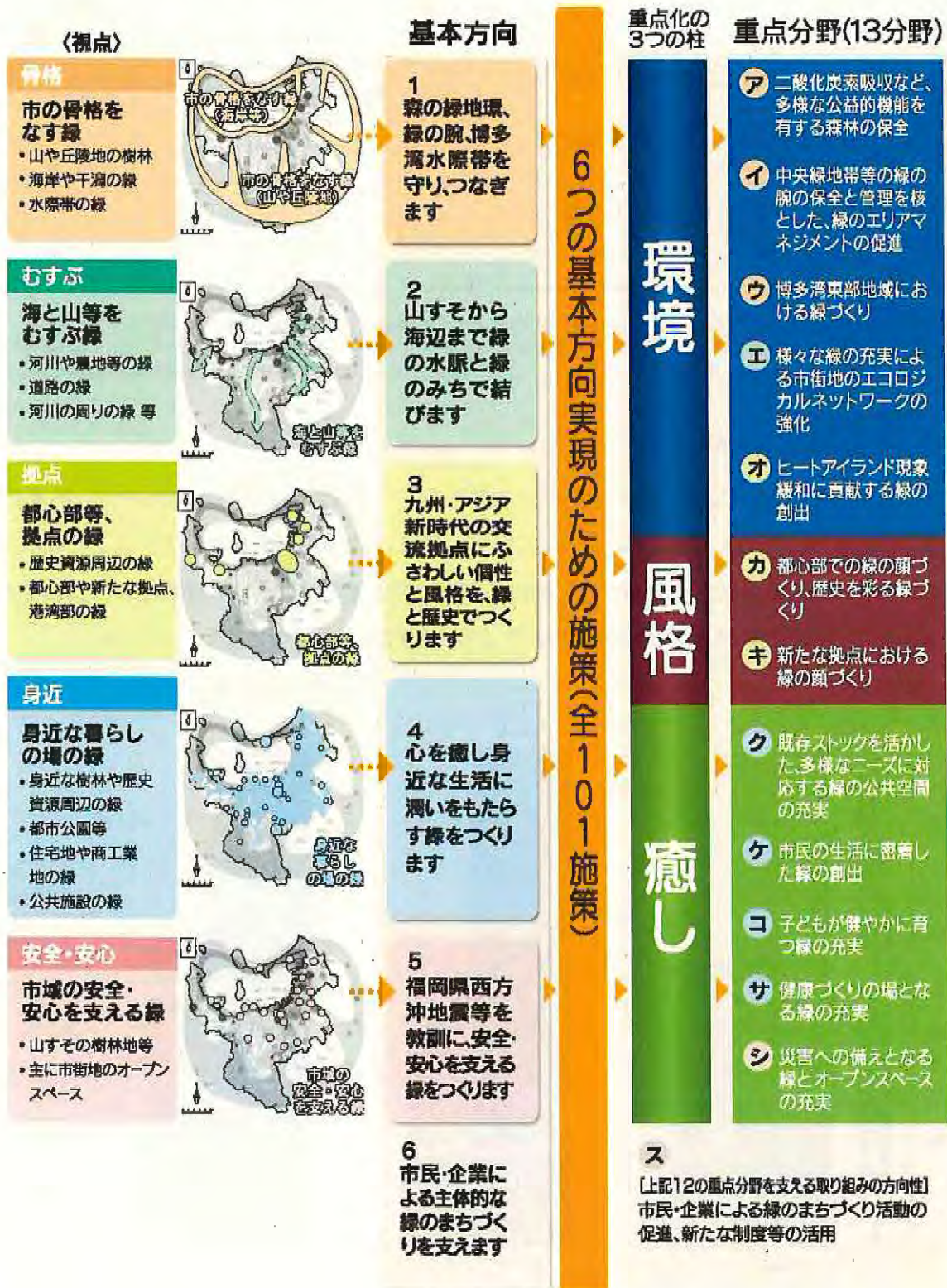
「基本理念」及び市民・企業と行政が共通の認識を持って緑のまちづくりを進めていくことができるよう、「緑の将来像図」を示している。

**風格ある 緑豊かな 環境共生都市・福岡をめざして  
～市民・地域・企業とともに～**



## 1-6 将来像を実現するための基本方向の枠組み、重点分野への展開

施策展開においては、「環境」「風格」「癒し」の「重点化の3つの柱」を設け、3つの柱ごとに、重要性・緊急性・福岡市らしさなどの観点から基本方向に対応した「重点分野」を設定し、これに関する重点施策を実施している。



## 2 計画における目標の達成状況

### 2-1 総括目標の達成状況

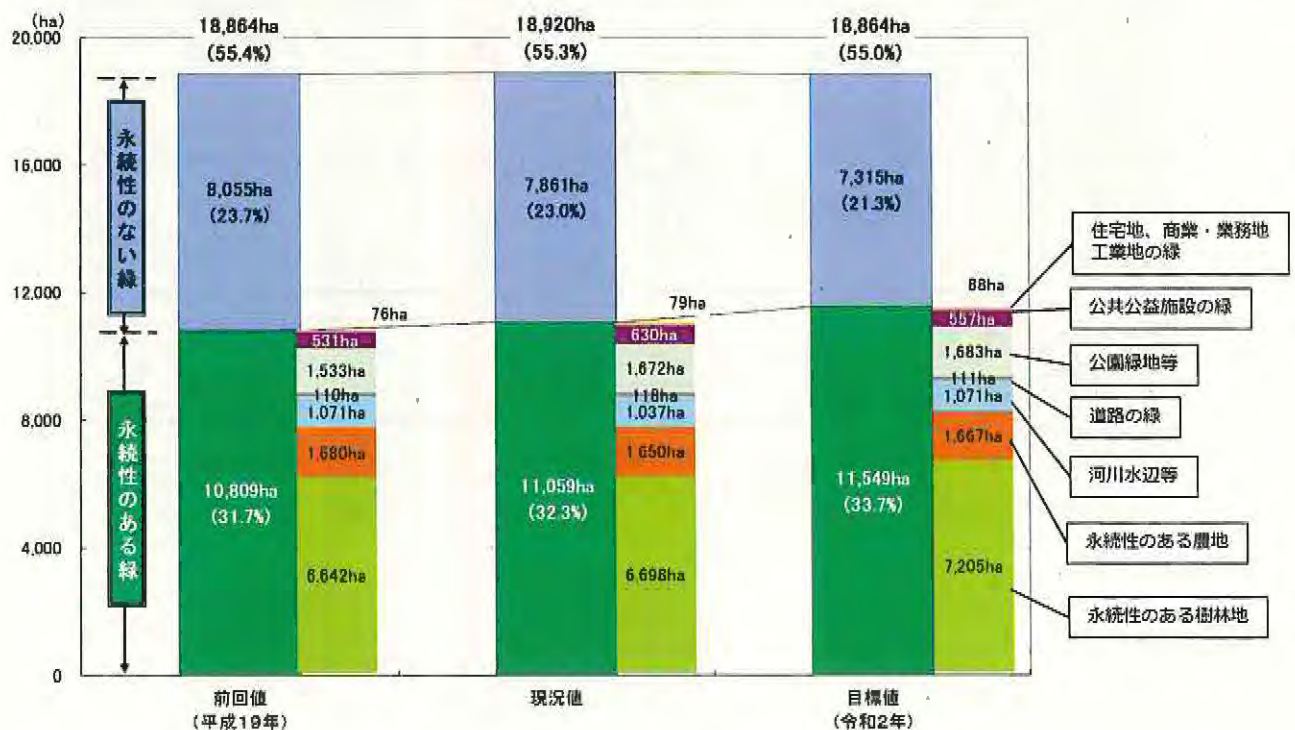
|                     |                 | 単位                           | 計画時<br>(a)<br>(H19)    | 目標<br>(b)<br>(R2) | 現況値<br>(c)<br>(R2) | 差分<br>(c-b) | 増減比<br>(対計画時)<br>(c/a) |      |
|---------------------|-----------------|------------------------------|------------------------|-------------------|--------------------|-------------|------------------------|------|
| 緑の量の維持・増大<br>緑の質の向上 | 市域の緑の総量を維持します   | ①全市域における緑の面積                 | ha                     | 18,864            | 18,864             | 18,920      | 56                     | 100% |
|                     |                 | ・うち永続性のある緑(※1)の面積            | ha                     | 10,809            | 11,549             | 11,059      | △490                   | 102% |
|                     | 緑で地球温暖化防止に貢献します | ②市内の緑による二酸化炭素吸収量             | ton-CO <sub>2</sub> /年 | 約79,740           | 約87,380            | 約84,374     | △3,006                 | 106% |
|                     |                 | 屋上緑化(※2)による二酸化炭素排出削減量        |                        | 約20~100           | 約80~380            | 約32~158     | △48~△222               | 159% |
|                     | 身近な緑への満足度を高めます  | ③身近な地域において緑が豊かであると感じている市民の割合 | %                      | 24.1              | 55.0               | 30.5        | △24.5                  | 127% |

※1 永続性のある緑とは、①法令により土地利用転換が規制されている緑地②公的機関かそれに準ずる団体が所有または借地している公園緑地や施設の緑③その他法令による位置付けがある緑のいずれかの要件に当てはまるもの。

※2 屋上緑化のうち市が把握する面積（助成対象等）、なお、令和元年度の福岡市域の温室効果ガス総排出量は約642万t-CO<sub>2</sub>

#### ① 全市域における緑の面積

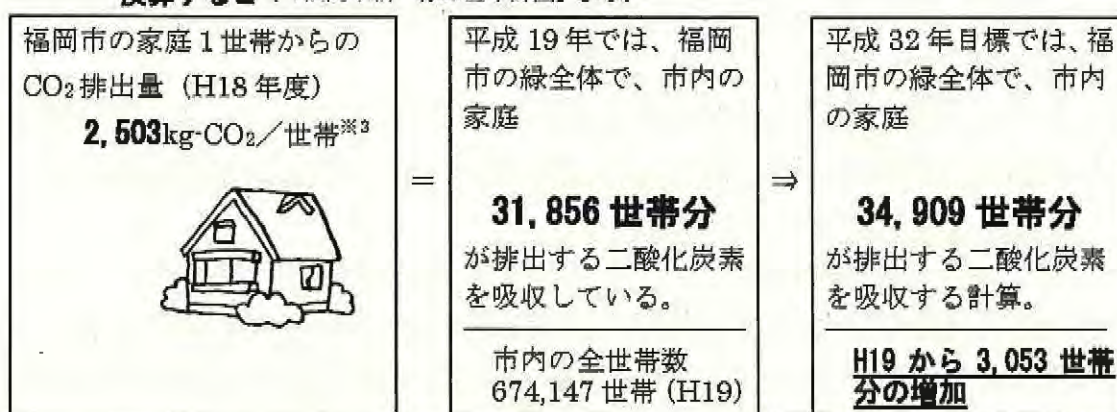
本計画においては、緑は失われやすいことを踏まえて、永続性のある緑を増加させ、出来る限り緑の減少を食い止め、減少した分は創出することで、本市の緑の総量を維持していくことを目指しており、「全市域における緑の面積」は、開発等による農地等の減少を、公園緑地等の整備による緑の創出や永続性のある樹林地の指定などにより、維持することができた。



## ② 市内の緑による二酸化炭素吸収量、屋上緑化による二酸化炭素排出削減量

「市内の緑による二酸化炭素吸収量」については、目標には達しなかったものの、公園緑地等の整備をはじめとする公共施設の緑化や森林の育成等により増加し、また、「屋上緑化による二酸化炭素排出削減量」も増加した。

＜参考＞福岡市の緑による二酸化炭素吸収量を、家庭1世帯からの二酸化炭素排出量に換算すると（「福岡市新・緑の基本計画」より）



※3：「平成18年度（2006年度）の温室効果ガス排出量について（確定値）」福岡市環境局より

## ③ 身近な地域において緑が豊かであると感じている市民の割合

「身近な地域において緑が豊かであると感じている市民の割合」については、目標には達しなかったものの、コミュニティパーク事業や公園愛護会活動などによる市民との共働の推進、福岡城さくらまつりや福博花しるべなどの緑化啓発イベントの実施、緑地協定や風致地区における緑化指導などにより増加した。なお、近年、SDGsの理念の実現など企業の社会的責任（CSR）の取り組み意識が高まっており、一人一花運動への協賛増などの動きも見られる。